

令和8年度長崎県豚熱経ロワクチン散布業務（前期）委託仕様書

この仕様書は、長崎県野生イノシシ豚熱経ロワクチン協議会（以下「甲」という。）が実施する豚熱経ロワクチン（以下「ワクチン」という。）の散布業務（前期）を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務目的

本業務は、野生イノシシを媒介として全国的に感染が拡大傾向にある豚熱ウイルスについて、県内における感染拡大防止を図るため、「豚熱経ロワクチンの野外散布実施に係る指針」（農林水産省、令和6年12月20日改訂）及び「長崎県豚熱経ロワクチン散布実施計画」に基づき、ワクチンの散布を実施する。ただし、本業務の委託の範囲としては前期に実施する第1回及び第2回の散布とする。

2 委託期間等

(1) 委託契約期間

委託契約期間は契約日から令和8年7月31日（金）までとする。

(2) ワクチン散布時期

ワクチンの散布時期は県計画に定められた期間とし、本業務では前期の散布を実施するものとする。

3 散布地域、箇所数及び散布数量（1回あたり）

散布地域、散布地点（箇所数）は甲が選定し、乙は、散布地点1か所あたり散布スポット5穴を選定し、散布スポット1穴あたりワクチン4個を散布する。

本業務の散布地域等は以下のとおりとする。

| 散布地域 | 散布地点 （箇所） | ワクチン個数 （個/回） | 作業班数（目安） （班） |
|------|--------------|-----------------|-----------------|
| 松浦市 | 65 | 1,300 | 3 |
| 佐世保市 | 38 | 760 | 4 |
| 大村市 | 22 | 440 | 3 |
| 諫早市 | 100 | 2,000 | 8 |
| 計 | 225 | 4,500 | 18 |

4 業務内容

乙は次の(1)～(3)に係る業務を第1回から第2回までの計2回実施する。散布地点における作業は事故防止等の観点から2名以上で行うものとし、1作業班の人数は、ワクチン散布は5名以内、ワクチン回収は2名を基本とする。

(1) ワクチンの手配・管理・配布

ア 甲は乙が作成するワクチンの散布スケジュール（別記様式1）に合わせ、散布に必要な数量のワクチンを手配し、長崎県内の冷凍拠点施設にて、ワクチンを管理する。

イ 乙は、ワクチン散布当日あるいは前日に、冷凍拠点施設から必要数量を冷蔵状態で

運搬する。

(2) ワクチン散布

甲が指定する散布地点において、指定個数のワクチンを散布する。

現地での散布作業にあたっては、ワクチンが4℃以上にならないよう携帯用保冷ボックス等を用いて適切な温度管理の下、輸送・散布する。

作業手順は次のとおりである。

ア 散布地点到着後、散布スポット（5穴）を選定する。

イ 散布する位置の落ち葉を掻き分けて土壌を露出させ、ワクチン4個を置き、その上餌（圧ペントウモロコシ等）を散布し、さらにその上を落ち葉等で被覆する。

ウ 散布地点の1か所目の散布スポット近くの枝等に林業用テープを目印として設置し、ホワイトボード等に散布地点の番号が分かるように記載して撮影する。

エ 散布地点ごとに、スポット数、散布ワクチン数、緯度経度を記録する。

オ 使用した器具、靴底等を消毒後、車両で次の散布地点へ移動する。

カ 全ての地点における散布終了後、車両及び資材等を全て洗浄・消毒する。

(3) ワクチン回収

散布したワクチンは、散布方法の検証等で摂食の効果測定が必要な場合には、散布した日から5日が経過した日以降に回収する。なお、1回目に散布したワクチンは、2回目の散布時に回収することも可能とする。

(4) ワクチン作業実績及び摂取状況等の記録のとりまとめ

ア ワクチン散布作業、ワクチン回収作業、日時・場所・作業員氏名・作業時間を所定の様式（別記様式2）にとりまとめる。

イ 散布したワクチンの回収により把握した情報を基に、散布地点別にワクチン散布回収状況を所定の様式（別記様式3）にとりまとめる。

ウ 上記の整理に加えて、甲が指定する画像データについてとりまとめる。

(5) 作業中に利用する物品等の洗浄・消毒

土に残留した豚熱ウイルスの拡散を防止するため、次のとおりとする。

ア 作業にあたっては、シューズカバー、ゴム手袋、防護服を着用し、散布地点間を移動する際には、消毒液等を用いて洗浄又は交換する。

イ 作業中は作業着や衣服等に土等の汚れが付着しないよう留意して作業し、土等の汚れが付着した場合はその散布地点において消毒液等を用いて洗浄する。

ウ 他の散布地点への移動又は作業終了後に車両で移動する際は、当該車両のタイヤを消毒液等で洗浄する。

エ なお、散布地点が隣接するなど近距離に位置し徒歩で移動する場合で、ウイルスの拡散リスクが低いと考えられる場合は上記洗浄消毒を義務付けない。

(6) 作業過程で生じた使用済み物品等廃棄物の処理

シューズカバー、手袋、防護服、林業テープ等、作業で生じた使用済み物品等廃棄物の処理については、乙が適切に処理する。なお、豚熱ウイルスの拡散リスクが低く、かつ、消耗が少なく再利用可能な物品については、適切に洗浄・消毒して再利用することは妨げない（散布地点の土等の汚れが付着したものについては、再利用はせず廃棄とする）。

(7) 業務の報告

ア 乙は、業務完了後に業務結果を取りまとめた業務報告書（別記様式2及び3、図面、写真の電子ファイルを含む。）を作成し、紙媒体1部及び電子データ1部を令和8年7月31日（金）までに甲に提出する。

イ 各種画像等の電子データについては、すべてのデータを甲に1部提出する。

ウ 乙は、甲から求めがあった場合は、適宜業務の進捗状況について報告する。

(8) 記録の保管及び取扱い

乙は、調査や散布等の業務に関する記録を、業務委託期間終了後5年間、適切に保管・管理し、本業務で知り得た事実その他情報について、業務委託期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。また、雑誌等（論文含む。）に掲載するなど、本業務以外の目的・用途に利用してはならない。

(9) 協議・打合せ

業務着手・計画時（1回）、中間報告時（各回）、事業完了報告時（1回）程度の協議・打合せを行い、その内容について記録し、甲乙相互に確認する。

3 その他

(1) 現地作業に関する関係官庁への申請等は、甲が行う。

(2) 乙は、現地作業の開始及び終了のスケジュールが決定次第、速やかに甲に伝える。

(3) 本業務を行うに当たり必要な資材について、甲が貸与するもの以外は、特に記載がない限り原則として乙が用意する。

(4) 本業務を行うに当たっては、乙は甲と随時協議、打合せを行うことができるよう十分な体制を整える。協議、打合せを実施した際は、内容を書面で保存することを原則とし、両者で確認を行う。

(5) ワクチンの散布は、家畜伝染病予防法に基づき国が主導して実施する事業であり、社会情勢の変化、新たな野生イノシシの豚熱陽性確認地点の変化によって、事業期間中においても、履行場所や散布地点の変更、追加や縮小の可能性があるため、その場合には乙は甲と協議のうえ、変更後の事業実施についても、その履行に前向きに努めること。

(6) 本業務を行うに当たっては、事業の適切な履行のため調査員や作業員の確保等について他社等への再委託を行うことができる。再委託を行う場合は、事前に甲へ連絡のうえ、承諾を得る。再委託を行う場合には、当該仕様書に記載された業務内容について十分に周知し、適正に業務が行われるようにすること。

(7) 本業務を行うに当たって、社会情勢等の影響により、事業の遂行や実施方法等について、既存の方法から変更や配慮が必要であると判断される場合については、甲と協議して対応する。なお、対応すべき協議事案については、甲乙いずれからも提案できるものとする。

(8) 本仕様書に明記されている事項に関連する費用は、ワクチンの手配・管理に係る費用を除き、乙が全て負担する。

(9) 本業務を行うにあたり必要な経費のうち、それぞれの上限は以下のとおりとする。

ア 人件費及び賃金

主任作業員（1名/班）：公共工事設計労務単価（国土交通省）の長崎県の特殊作業員の単価（3,375円/時）

補助作業員：公共工事設計労務単価（国土交通省）の長崎県の特殊作業員の単価（2,187.5円/時）

イ 一般管理費

人件費の20%

(10) 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定める。

以上